

議第 25 号

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 4 年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるとともに、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、子ども（未就学児）に対する均等割額の軽減を実施することに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</u></p> <p>第3条 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</u></p> <p>第3条 （略）</p>
<p style="text-align: center;"><u>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額）</u></p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の5.00</u>を乗じて算定する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）</u></p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の9.00</u>を乗じて算定する。</p>
<p style="text-align: center;"><u>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</u></p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,500円</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</u></p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,000円</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;"><u>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</u></p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号</p>	<p style="text-align: center;"><u>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</u></p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号</p>

改正後	改正前
<p>において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び<u>第23条第1項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び<u>第23条第1項</u>において同じ。)以外の世帯<u>19,900円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>9,950円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>14,925円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.13を乗じて算定する。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p>	<p>において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び<u>第23条</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び<u>第23条</u>において同じ。)以外の世帯<u>20,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>10,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>15,000円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後</u>の総所得金額等に100分の2.13を乗じて算定する。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p>

改正後	改正前
<p>2～8 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35</p>	<p>2～8 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する</p>

改正後	改正前
<p>条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>18,550円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>13,930円</u> （イ） 特定世帯<u>6,965円</u> （ウ） 特定継続世帯<u>10,448円</u></p> <p>ウ～カ （略）</p> <p>(2) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以</p>	<p>公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>18,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>14,000円</u> （イ） 特定世帯<u>7,000円</u> （ウ） 特定継続世帯<u>10,500円</u></p> <p>ウ～カ （略）</p> <p>(2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場</p>

改正後	改正前
<p>上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>13,250円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>9,950円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>4,975円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>7,463円</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)</p>	<p>合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>13,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>10,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>5,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>7,500円</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)</p>

改正後	改正前
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>3,980円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>1,990円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>2,985円</u></p> <p>ウ～カ (略)</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,400円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>4,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>2,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>3,000円</u></p> <p>ウ～カ (略)</p>
<p><u>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯<u>3,975円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額</p>	

改正後	改正前
<p><u>した世帯6,625円</u></p> <p>ウ <u>前項第3号アに規定する金額を減額</u> <u>した世帯10,600円</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯13,250円</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア <u>前項第1号ウに規定する金額を減額</u> <u>した世帯1,335円</u></p> <p>イ <u>前項第2号ウに規定する金額を減額</u> <u>した世帯2,225円</u></p> <p>ウ <u>前項第3号ウに規定する金額を減額</u> <u>した世帯3,560円</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯4,450円</u></p>	
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>第23条の3 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれてい</p>	<p>第23条の3 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合</p>

改正後	改正前
<p>る場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、<u>第23条第1項第1号中「総所得金額及び」</u>とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）<u>及び</u>」とする。</p>	<p>においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、<u>第23条第1号中「総所得金額」</u>とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>4 当分の間世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、<u>同項中「法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるも</p>	<p>4 当分の間世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第23条</u>の規定の適用については、<u>同条中「法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所</p>

改正後	改正前
<p>のとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同</p>	<p>得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2</p>

改正後	改正前
<p>条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額</p>	<p>項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに</p>

改正後	改正前
<p>並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等</p>	<p>法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所</p>

改正後	改正前
<p>に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法</p>	<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第</p>

改正後	改正前
<p>附則第33条の3第1項に規定する土地等に 係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」 とあるのは「法第314条の2第2項」と、同 条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は法附則第33条 の3第5項に規定する土地等に係る事業所 得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第33条の3第5項に規定する土 地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の 課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が外国居住者等の所得に対する相互主義に よる所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37年法律第144号)第8条第2項に規定する 特例適用利子等、同法第12条第5項に規定す る特例適用利子等又は同法第16条第2項に 規定する特例適用利子等に係る利子所得、配 当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有 する場合における第3条、第6条、第8条及 び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第 3条第1項中「山林所得金額の合計額から同 条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに 外国居住者等の所得に対する相互主義によ る所得税等の非課税等に関する法律(昭和37 年法律第144号)第8条第2項(同法第12条 第5項及び第16条第2項において準用する 場合を含む。)に規定する特例適用利子等の</p>	<p>33条の3第1項に規定する土地等に係る事 業所得等の金額」と、「同条第2項」とある のは「法第314条の2第2項」と、同条第2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若し しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第 5項に規定する土地等に係る事業所得等の 金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」と あるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33条の3第5項に規定する土地等に係る事 業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の 課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者 が外国居住者等の所得に対する相互主義に よる所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37年法律第144号)第8条第2項に規定する 特例適用利子等、同法第12条第5項に規定す る特例適用利子等又は同法第16条第2項に 規定する特例適用利子等に係る利子所得、配 当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有 する場合における第3条、第6条、第8条及 び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第 1項中「山林所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居 住者等の所得に対する相互主義による所得 税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律 第144号)第8条第2項(同法第12条第5項 及び第16条第2項において準用する場合を 含む。)に規定する特例適用利子等の額(以</p>

改正後	改正前
<p>額（以下この条及び<u>第23条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第23条第1項</u>において「特例適用配当等の額」と</p>	<p>下この条及び<u>第23条</u>において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第23条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第23条</u>において「特例適用配当等の額」という。）の合</p>

改正後	改正前
<p>いう。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2</p>	<p>計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第23条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10</p>

改正後	改正前
<p>の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」</p>	<p>項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例)</p> <p>17 当分の間、各年度の初日の前日において18歳未満である国民健康保険の被保険者(納税義務者及びその配偶者を除く。)が同一世帯に3人以上属する場合における当該被保険者(年齢が1番目に高い者及び2番目に高い者を除く。)に係る第2条第2項及び第3項の被保険者均等割額については、第5条及び第7条の2に掲げる額の全額を減額するものとする。ただし、当該被保険者が、<u>第23条第1項第1号ア及びウ並びに同項第2号ア及びウ並びに同項第3号ア及びウ</u>に規定する均等割額の減額の対象となっている場合及び<u>第23条第2項に規定する均等割額の減額の対象となっている場合</u>においては、第5条及び第7条の2に掲げる額から当該減額分を減額して得た額を減額するものとする。</p>	<p>「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例)</p> <p>17 当分の間、各年度の初日の前日において18歳未満である国民健康保険の被保険者(納税義務者及びその配偶者を除く。)が同一世帯に3人以上属する場合における当該被保険者(年齢が1番目に高い者及び2番目に高い者を除く。)に係る第2条第2項及び第3項の被保険者均等割額については、第5条及び第7条の2に掲げる額の全額を減額するものとする。ただし、当該被保険者が、<u>第23条第1号ア及びウ並びに同条第2号ア及びウ並びに同条第3号ア及びウ</u>に規定する均等割額の減額の対象となっている場合においては、第5条及び第7条の2に掲げる額から当該減額分を減額して得た額を減額するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和4年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるとともに、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、子ども（未就学児）に対する均等割額の軽減を実施することに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 見出し中の語句を改めます。

(第3条から第5条の2関係)

(2) 医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和4年度(A)	令和3年度(B)	増減(A)-(B)
資産割	5.00%	9.00%	△4.00%
均等割	26,500円	27,000円	△500円
平等割	19,900円	20,000円	△100円
平等割(特定世帯)	9,950円	10,000円	△50円
平等割(特定継続世帯)	14,925円	15,000円	△75円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約1,600円の減額となる見込みです。

(第4条から第5条の2関係)

(3) 本条例の改正に伴い、対応する規定を改めます。

(第5条の2、第6条、第13条、第23条第1項、第23条の3、制定附則第4項から第6項、制定附則第8項から第15項、制定附則第17項関係)

(4) 地方税法の改正に伴い、対応する規定を改めます。

(第23条第1項、制定附則第4項関係)

(5) 世帯所得が〔43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。(7割軽減)

区分	対象項目	令和4年度(A)	令和3年度(B)	増減(A)-(B)
均等割	医療給付費分	18,550円	18,900円	△350円

平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	13,930円	14,000円	△70円
		特定世帯	6,965円	7,000円	△35円
		特定継続世帯	10,448円	10,500円	△52円

(第23条第1項第1号関係)

(6) 世帯所得が〔43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋28万5千円×被保険者数〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。（5割軽減）

区分	対象項目	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減 (A)－(B)	
均等割	医療給付費分	13,250円	13,500円	△250円	
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	9,950円	10,000円	△50円
		特定世帯	4,975円	5,000円	△25円
		特定継続世帯	7,463円	7,500円	△37円

(第23条第1項第2号関係)

(7) 世帯所得が〔43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋52万円×被保険者数〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。（2割軽減）

区分	対象項目	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減 (A)－(B)	
均等割	医療給付費分	5,300円	5,400円	△100円	
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,980円	4,000円	△20円
		特定世帯	1,990円	2,000円	△10円
		特定継続世帯	2,985円	3,000円	△15円

(第23条第1項第3号関係)

(8) こどもに係る均等割の軽減措置の導入に伴い、未就学児に対して課する均等割額に次の区分に応じた減税額を規定します。

対象項目	区分	減税額
医療給付費分	7割軽減	3,975円
	5割軽減	6,625円
	2割軽減	10,600円
	軽減なし	13,250円
後期高齢者支援金分	7割軽減	1,335円
	5割軽減	2,225円

	2割軽減	3,560円
	軽減なし	4,450円

(第23条第2項関係)

- (9) 第23条の3中の語句を改めます。「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「)及び」を加えます。

(第23条の3関係)

- (10) 多子世帯に伴う軽減均等割額から、未就学児対象となる均等割の減税額について減額するよう規定します。

(制定附則第17項関係)

- (11) この条例は、令和4年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

- (12) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)